

VII 食品衛生課

食品衛生課は、輸出促進法に基づく輸出水産食品や食肉の認定施設等への査察、食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・立入検査や総合衛生管理製造過程の変更承認・立入調査のほか、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導などの業務を実施しています。

1 輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国やEU（欧州連合）等の国では、外国から輸入される食品について、自国と同等の衛生的な管理（HACCP等）を輸出国へ義務づけています。食品衛生課では、受入国の基準を満たした日本国内の水産食品の製造施設に対して定期的な査察を行っています。また、韓国、中国、ブラジル向けの水産食品にあたっては、これらの国への輸出時に衛生証明書の添付が求められているため、衛生証明書発行の業務を行っています。

(2) 対米輸出水産食品の認定加工施設への査察等

① 概要

米国へ水産食品を輸出する場合、製造・加工施設におけるHACCPの手法等米国が定めた要綱に基づいた衛生管理の実施や都道府県等による施設の認定・監視、さらに各地方厚生局による現地査察の実施等が必要となります。

食品衛生課では、現地査察を実施し、製造・加工施設の衛生管理等について確認しています。

② 業務実績

令和6年3月末現在、認定された3施設の現地査察を実施しています。

なお、新規の認定や取り消しを行った施設はありませんでした。

実績推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
査察回数	3回	3回	2回(※1)	3回	3回

(※1) 令和3年度の1施設は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ査察中止

(3) 対英国、欧州連合、スイス及びノルウェー輸出水産食品の認定加工施設等への査察等

① 概要

英国、欧州連合（EU）、スイス及びノルウェーへ水産食品を輸出する場合、輸出国の製造加工施設はEU等が定めた認定要件に適合する必要があるため、また、輸出毎に食品・動物衛生証明書（以下「衛生証明書」という。）を添付することが義務づけられています。

また、漁業従事者を含む関係事業者が遵守すべき水産物の衛生的な取扱いやHACCPシステムを導入した加工施設の衛生管理以外に、都道府県等による施設の監視と衛生証明書の発行、さらに各地方厚生局による現地査察の実施等が必要となります。

食品衛生課では、認定施設に対し、6カ月に1回以上の現地査察を実施しています。

② 業務実績

令和5年度は、認定施設等について、現地査察を実施しています。

実績推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
査察回数	1回(※2)	3回(※2)	1回(※3)	2回	2回

(※2)新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月に予定されていた査察を、令和2年6月に実施。

(※3)新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、厚生労働省から通知があり、青森市保健所による成邦商事監視結果を確認することで、1回分の査察とした。

(4) 対韓国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

① 概要

韓国へ冷凍食用鮮魚介類頭部や冷凍食用鮮魚介類内臓を輸出する場合、処理施設等の事前登録や輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

食品衛生課は、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、申請内容を審査し、衛生証明書を発行しています。

また、東北厚生局管内の登録施設は、現在4施設あり、必要に応じて監視等を実施しています。

② 業務実績

令和5年度は新規の施設認定はありません。衛生証明書の発行はありません。

実績推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
衛生証明書発行件数	1件	0件	0件	1件	0件

(5) 対中国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

① 概要

中国へ水産食品を輸出する場合は、処理施設等の事前登録や輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の添付が求められています。食品衛生課では、輸出者からの申請に応じ内容を審査し、衛生証明書を発行しています。

また、東北厚生局管内の登録施設は、令和6年3月末現在、98施設あり、必要に応じて監視等を実施しています。

② 業務実績

令和5年度は認定施設の20施設において査察を実施いたしました。

令和6年3月末現在、衛生証明書を122件発行しています。

ただし、8月24日以降中国は日本の水産物の輸入を停止したため、現在は衛生証明書の発行を停止しています。

実績推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
衛生証明書発行件数	336件	169件	291件	338件	122件

(6) 対ブラジル輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

① 概要

ブラジルへ水産食品を輸出する場合、処理施設等の事前認定と輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

管内認定施設は、現在8施設あり、年に1回の現地査察を実施しています。また、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、申請内容を審査し、衛生証明書を発行します。

② 業務実績

令和5年度は新規の施設認定はありません。認定廃止が1件あり、管内施設は8施設となりました。

令和5年度は8施設の現地査察を実施しています。

これまでのところ衛生証明書の発行はありません。

実績推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
査察回数	8回(※4)	9回(※5)	9回	8回(※6)

(※4) 令和2年度は管内施設数が8であり、全施設を査察。

(※5) 令和3年度に新規認定された施設が二つあり、管内施設は10施設となったが1施設は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中止した。

(※6) 令和5年10月に1施設認定廃止。

2 輸出食肉の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国やEU（欧州連合）等へ食肉等を輸出する場合、厚生労働省等により施設等の衛生管理や食肉検査体制等について施設認定を受ける必要があります。

東北厚生局では、所管する認定施設や食肉衛生検査所に対して、適正な衛生管理や衛生証明書の管理状況等の確認のため、査察を実施しています。

令和6年3月末現在、米国、カナダ、オーストラリア、シンガポール、台湾及び香港向けの食肉施設、シンガポール向け家きん卵製品施設を所管しています。

(2) 業務実績

令和5年度は、認定された以下の施設について、通知に基づき現地査察を実施しています。

- ・米国、カナダ、オーストラリア、シンガポール、台湾及び香港向けの牛肉

認定施設：株式会社いわちく（岩手県紫波郡紫波町）

実績推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
査察回数	11回(※7)	10回(※7)	10回(※7)	12回	12回

(※7) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中止した月あり。

- ・台湾向けの牛肉

認定施設：株式会社秋田県食肉流通公社（秋田市）、株式会社山形県食肉公社（山形市）、スターゼンミートプロセッサー株式会社青森工場三戸ビーフセンター（青森県）

実績推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
査察回数	2回	2回	2回(※8)	3回

(※8) スターゼンミートプロセッサー株式会社は令和5年3月29日付けで認定されたため

- ・シンガポール向けの豚肉

認定施設：株式会社ミートランド（秋田県鹿角市）、株式会社いわちく

実績推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
査察回数	1回	1回	2回	2回	2回

3 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等の業務

(1) 概要

登録検査機関が輸入食品等の製品検査を実施する場合は、厚生労働大臣の登録認可が必要です。食品衛生課では、登録申請のあった検査機関の検査精度や正確性に関する適合状況等を事前に審査しています。また、登録後においても、適切な管理下で理化学的検査や細菌学的検査や動物を用いる検査が実施されているか確認するための定期的な立入検査を行っています。

(2) 業務実績

東北管内の登録検査機関は10施設で、令和5年度は全ての施設について立入検査を実施しました。

なお、令和5年度に更新等が行われた施設や変更の申請や届出については、以下のとおりです。

① 業務規程の変更認可

6施設から7件の変更認可を行いました。

② 登録の更新申請に係る通知

令和5年度において、該当する申請は6件でした。

③ 新規申請に係る登録及び製品検査の業務廃止

令和5年度において、新規申請、業務廃止、一部業務廃止はありませんでした。

実績推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録検査機関・ 検査施設数	10施設	10施設	10施設	10施設	10施設

4 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

(1) 概要

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていない健康の保持・増進効果についての虚偽又は誇大な表示がされているものが見受けられ、さらにそれらの食品を長期的かつ継続的に消費することにより、消費者が必要とする診療の機会を逸するなど、健康に重大な支障を引き起こす可能性があります。このような虚偽又は誇大な表示は健康増進法で禁止されています。

食品衛生課では、消費者庁や都道府県等と連携し、食品の不適正な広告等の監視を行っています。

(2) 業務実績

令和5年度の自治体からの事例報告の受理件数は37件でした。

実績推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治体からの事例報告の受理件数	48件	54件	35件	37件	37件

5 大規模食中毒発生時の関係機関との調整に関する業務

(1) 概要

500名を超える大規模な食中毒患者が発生した場合や食中毒患者の所在地が複数の都道府県にわたる広域食中毒の場合に、厚生労働大臣は都道府県知事等に対して調査の要請を求めることができます。また、事故の発生状況に応じて地方厚生局職員が現場に派遣され、都道府県等との連絡調整、情報収集、現場調査の立ち会いを行います。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）の公布に伴い、国、各地方自治体で構成される広域連携協議会が設置され、毎年1回及び緊急時に会合が開かれます。

(2) 業務実績

広域連携協議会は6月にWEB上で開催され、15自治体が参加しました。